

第 168 回 奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成 31 年 2 月 21 日(木) 午前 10 時～午後 0 時 30分

2. 場 所 奥出雲町役場 横田庁舎3階 大会議室

3. 出席委員 (39名)

1 番 原 田 勲	2 番 安 部 備 造	3 番 石 原 敬 士	4 番 高 橋 恵 子
5 番 勝 田 律 江	6 番 内 田 吉 彦	7 番 藤 原 功	8 番 松 原 武 雄
9 番 佐 伯 徳 明	10 番 若 槻 隆 季	11 番 濱 田 正 敏	12 番 山 内 博 文
13 番 宇 田 川 光 好	15 番 藤 原 純 夫	16 番 森 山 富 夫	
17 番 渡 部 光 義	18 番 藤 原 一 利	19 番 和 久 利 勝	20 番 八 澤 幹 夫
21 番 若 槻 進	22 番 植 田 良 二	23 番 和 久 利 健	24 番 岩 田 康 男
25 番 藤 原 力 夫	26 番 石 原 隆 幸	27 番 立 石 覚	29 番 金 倉 弘 美
30 番 小 池 誠	31 番 大 坂 茂	32 番 福 本 成 美	33 番 安 部 仁 司
34 番 嵐 谷 和 則	36 番 岩 田 孝 史	37 番 若 槻 保	38 番 高 橋 政 伸
39 番 田 部 一 夫	40 番 中 林 孝	41 番 澤 井 浩 二	42 番 吉 田 貞 一

4. 事務局又は説明者

農業委員会 事務局長 吉 川 明 広

5. 欠席委員(4名)

14番 勝部委員 28番 藤原委員 35番 松原委員 43番 内田委員

6. 議事日程

日程第1号 議事録署名委員の指名

日程第2号 報 告 1 農地の合意解約に関する届出について

議案第1号 非農地証明交付申請の承認について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農地利用集積計画について(所有権移転)

議案第6号 農地利用集積計画について(利用権設定)

議案第7号 平成31年度奥出雲町農業施策等に関する意見書について

そ の 他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	第168回奥出雲町農業委員会総会を行います。 議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会会議規則第8条の定めにより、本日の出欠者の報告を行います。本日の欠席者は 14 番 勝部委員 1名でございます。議員総数18名中17名出席です。過半数に達しておりますので本日の総会は成立いたします。次に、奥出雲町農業委員会会議規則第25条の定めにより議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名委員は、9番 佐伯委員、10番 若槻委員にお願いをいたします。 それでは議事に入ります。上程いたします議題は日程のとおりであります。 第1号議案から第7号議案まで、順次行います。 報告第1号、「農地の合意解約に関する届出について」を上程いたします。事務局は説明して下さい。
事務局	報告第1号、「農地法第18条第6項および農地法施行規則第12条の2の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する」平成31年2月21日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在、△△△△、地目は登記簿、現況ともに田、面積 1,428 m²。賃貸人氏名 ○○○○、住所、△△△△、賃借人氏名 ○○○○、住所、△△△△、解約届出日平成 31年2月4日、解約成立日 平成31年1月20日、土地引渡時期 平成31年2月1日、解約の理由、賃借人の都合による。 番号2、農地の所在、△△△△外8筆、地目は登記簿、現況ともに畑、面積 3,784 m²外で計 18,671 m²。賃貸人氏名 一般社団法人奥出雲町農業公社、所在地 奥出雲町三成358番地1、賃借人氏名 ○○○○、住所、△△△△、解約届出日、解約成立日、土地引渡時期はいずれも、平成31年1月28日、解約の理由、賃借人の都合による。 以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。報告事項ですので質疑は行いません。 次、議案第1号非農地証明交付申請の承認について、を上程いたします。 事務局説明してください。
事務局	議案第1号、「農地法第2条第1項の規定により、下記農地の非農地証明申請があったので意見を求める。」平成31年2月21日提出 奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 △△△△、地目は登記簿 畑、現況、山林、面積417m²です。権利種別 非農地証明、所有者氏名 ○○○○、住所 △△△△。非農地の事由 昭和50年頃より耕作をしておらず、現在山林化している。 申請地は△△地区△△自治会地内の農地です。現地調査につきましては、1月17日に△△地区の5名の農業委員、推進委員の方において実施しました。現地は長年耕作がされていないため、山林化しており、農地への復旧は困難と思われます。 以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。

議長	議案第1号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。 29番 ○○委員
29番	29番 ○○が補足説明させていただきます。この案件につきましては28番、○○委員の担当でございますが、代わって説明させていただきます。先ほど事務局長から説明がありましたように、先日1月17日に現地確認させていただきました。場所でございますが△△△の国道沿いに□□□□の作業所がございますがそこから200メートル奥に入ったところにあります。現地は竹で覆われておりまして復旧は困難かと判断いたしました。ご審議よろしくをお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第1号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第1号番号1について可とすることに決しました。 次、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について を上程いたします。 事務局説明してください。
事務局	議案第2号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。平成31年2月21日提出 奥出雲町農業委員会 会長。 番号1、農地の所在 △△△△、地目は登記簿 現況ともに田、面積は 66 m²。権利種別、3条無償移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 △△△△、経営面積はご覧の通りです。譲受人氏名 ○○○○、住所 △△△△、経営面積はご覧の通りです。なお、対価につきましては無償です。 番号2、農地の所在 △△△△、地目は登記簿 現況ともに田、面積は 846 m²。権利種別、3条有償移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 △△△△、経営面積はご覧の通りです。譲受人氏名 ○○○○、住所 △△△△、経営面積はご覧の通りです。対価につきましては、総額 200,000 円です。 番号3、農地の所在 △△△△、地目は登記簿 現況ともに田、面積は 1,898 m²。権利種別、3条有償移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 △△△△、経営面積はご覧の通りです。譲受人氏名 ○○○○、住所 △△△△、経営面積はご覧の通りです。対価につきましては、10aあたり、276,000 円です。 これらの案件につきましては、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており、機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれます。従って、農地法第3条第2項の不許可要件各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議よろしくをお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。 議案第2号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。 番号 1、2を一括担当委員の補足説明をお願いいたします。

議長	19番〇〇委員
19番	19番〇〇が補足説明させていただきます。まず、場所でございますが、地区は△△△自治会となります。□□□□前から150mくらい入ったところに■■■■がございします。その横の圃場でございます。1 番のほうですが、その続きの田んぼを〇〇さんが既にお買ひなされてそこだけ残すと、不自由だということとしてそこも無償でもらいたいという事で〇〇さんとお話ができたという事でございします。 2 番の〇〇さんでございますが、今までは他の人が作っておられましたけど、もう売りたいという事でございします。〇〇さんも6町くらい作っておられますし別に問題はないかと思います。審議よろしくお願ひいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第2号番号1ついて質疑に入ります。 質疑ございせんか (はいの声) 可とすることに異議ございせんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願ひいたします。 挙手全員 よって議案第2号番号1について可とすることに決しました。 次、議案第2号番号2について質疑に入ります。 質疑ございせんか (はいの声) 可とすることに異議ございせんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願ひいたします。 挙手全員 よって議案第2号番号2について可とすることに決しました。 次、議案第3号番号3について担当委員の補足説明をお願ひいたします。 26番 〇〇委員
26番	はい。26番〇〇が補足説明させていただきます。 こちらは△△地区△△自治会の案件でございます。国道〇〇〇号線、□□□から△△△方面へ約150m進み県道〇〇〇号線、□□□□線に入り600メートル進むと今回の譲受人の〇〇〇〇さん宅があり、川向うに〇〇〇〇さん宅がございします。今回の圃場は〇〇〇〇さん宅手前を右に入った谷にございします。だいたい谷に入ってから250mくらいのところにあります。周りの田んぼは〇〇〇〇さんがつくっておられるので周辺に対しての問題はないと思います。管理状況も良好ですし問題ありません。ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました 議案第2号番号3について質疑に入ります 質疑ございせんか (はいの声) 承認することに異議ございせんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願ひいたします。 挙手全員

議長	よって議案第2号番号3について可とすることに決しました。 次、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします 事務局説明してください。
事務局	議案第3号、農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。平成31年2月21日提出 奥出雲町農業委員会 会長。 番号1、農地の所在、△△△の一部、地目は登記簿、現況ともに畑、面積 678 m²のうち 88.00 m²。申請人氏名 ○○○○、住所 △△△△、転用目的 宅地拡張、施設 車庫等、転用理由は、農作業小屋の一部へ自家用車を収納しており、作業に支障がでるため。除地については平成30年10月1日に県の同意を得ています。 番号2、農地の所在、△△△△外1筆、地目は登記簿、現況ともに畑、面積158m²外で計248m²。申請人氏名 ○○○○、住所 △△△△、転用目的 宅地拡張、施設 居宅、物置等、転用理由は、追認です。 居宅兼物置1棟、庭兼自家用車の生活道路への進入路・退出路を設置したい。除地については平成8年度、平成30年10月1日に県の同意を得ています。顛末書が出ております。 以上の案件は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第4条第2項第2号に規定する「申請地に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ない場合の代替性なし」に該当するものと考えます。 以上ご審議よろしく願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。 議案第3号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。 22番 ○○委員
22番	番号1について22番○○が説明させていただきます。 これは、家の前でしてご近所にさしさわりはないと思いますのでご審議宜しく願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第3号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします 挙手全員 よって議案第3号番号1について可とすることに決しました。 次、議案第3号番号2について担当委員の補足説明をお願いいたします。 34番 ○○委員
34番	34番○○が説明させていただきます。○○さんのお父さんが若くして亡くなられて、おじい

34番	さんの名義でやっておられまして、相続登記をするにあたっていろいろあるようでして、行ってみました。これからいい具合にしますという事ですのでよろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第3号番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第3号番号2について可とすることに決しました。 次、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について、を上程いたします。 事務局説明してください。
事務局	議案第4号「農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。」平成31年2月21日提出 奥出雲町農業委員会 会長。 番号1、農地の所在、△△△△の一部、地目は登記簿、現況ともに 畑、面積1,051㎡のうち 343㎡。権利種別は所有権移転。譲渡人〇〇〇〇、住所 △△△、譲受人氏名 〇〇〇〇、住所 △△△△、転用目的 一般個人住宅、施設等 個人用住宅、転用の理由、子の住宅を建築するため。除地は平成 30 年10月1日に県の同意を得ています。対価につきましては、200,000 円です。 番号2、農地の所在、△△△△、地目は登記簿、現況ともに 田、面積 1,316㎡。権利種別は所有権移転です。譲渡人氏名 〇〇〇〇、住所 △△△△、譲受人氏名 □□□□、所在地 △△△△、転用目的 露天駐車場、施設等 駐車場及び進入路、転用の理由、町道から境内への自動車進入路及び△△△△のための露天駐車場を新設したい。除地は平成 29 年 6 月 13 日に県の同意を得ています。 以上の案件につきましては、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ない。」に該当するものと考えます。 以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。 議案第4号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。 21番 〇〇委員
21番	番号1について21番〇〇が補足説明いたします。 場所は△△△自治会でございます。□□□□線を△△から△△に向かって□□□□をおりましたら十字路がございます。そこから右へ約1.5キロ行きますと△△△自治会の集会所があります。集会所の手前に〇〇家と〇〇家が隣同士でして〇〇家が道路からちょっと山手に入っています。そのためにお子さん夫婦が、奥出雲町に住みたいという事で家を建てられる件でございます。〇〇さんのほうは一人で暮らしておられます。後ろの畑が荒れておりまして、毎年集落営農組合のほうで刈り払いをしていらっしゃいます。畑でして、そこを分筆して購入される案件でござい

21番	ます。畑のほうはちょうど二軒の間にございまして町道のすぐ上にある畑で〇〇家がちょっと入っているの町道沿いに建てたいということでございます。ご審議よろしく願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第4号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第4号番号1について可とすることに決しました。 次、議案第4号番号2について担当委員の補足説明をお願いいたします。 33番 〇〇委員
33 番	はい、説明いたします。場所でございますが、□□□□のそばにある□□□の田んぼです。先月の総会に出ていましたが、集団墓地の申請があったと思います。その予定する畑に隣接する田んぼです。ちょうどバナナのような形をした細長い田んぼです。この田んぼは昭和50年頃に〇〇さんのお父さんがこの田んぼに池を作って錦鯉の稚魚を飼っておられたんですが、鳥に食われたり流されたりしてなかなかうまくいかなくて、数年後にやめられましたが、その後放っておかれたようでして平成15年にですね、〇〇法人ができて、〇〇法人がこの田んぼを集積しまして埋め立てをしましてずっとそばを作っておられました。10年くらいして、平成25年に先ほどの墓地の話が出てきたようでして、将来的には駐車場にということでございます。法人は25年の7月に集積を外しております。徐々に墓地の話も進みまして、△△△△の駐車場と現在□□□の駐車場がなくて△△△△さんも非常に困っておられましてこの田んぼを駐車場にしたいという事で農地としての生産性も低いし転用もやむを得ないと思いますので、宜しくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明がおわりました。 議案第4号番号2について質疑に入ります 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第4号番号2について可とすることに決しました。 次、議案第5号農地利用集積計画について、を上程いたします。所有権移転です。 事務局説明してください
事務局	議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める」平成31年2月21日提出 奥出雲町農業委員会 会長。 番号1、農地の所在、△△△△外4筆、地目、登記簿、現況ともに田、面積571㎡外で合計6,102㎡、内容は所有権移転です。所有権を移転する者の氏名 公益財団法人しまね農業振興公社、所在地、松江市黒田町432番地1、経営面積はご覧の通りです。所

事務局	有権の移転を受ける者の氏名、〇〇〇〇、住所 △△△△、経営面積はご覧の通りです。利用目的は、田、売買価格につきましては、総額 1,624,000 円です。 この案件につきましては、農地中間管理機構が行う特例事業として実施する所有権移転です。 農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しており、要件を満たしているものと考えます。なお、県の農地中間管理機構であります、「公益財団法人しまね農業振興公社」の同意も得ております。ご審議の程宜しくお願い致します。
議長	事務局の説明が終わりましたが□□□□でございますので、職務代理に交代いたします。
職務代理	議案第5号番号1については□□□□ですので、ここで交代し進行させていただきます。宜しくお願いいたします。事務局の説明が終わっておりますので、議案第5号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。42番 〇〇委員
42番	42番 〇〇が補足説明させていただきます。この案件は前にも出ましたが、しまね農業振興公社に出されたものを、〇〇さんが買いとるという事でございます。これまでも〇〇さんはいろんなところを扱っておられますので問題ないと思います。よろしく願いいたします。
職務代理	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第5号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号1について可とすることに決しました。
議長	会長さん、報告致します。議案第5号番号1について可と決しましたのでお知らせいたします。 はい。ありがとうございました。 次、議案第6号農地利用集積計画の承認について、を上程いたします。利用権設定です。事務局説明してください。
事務局	議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める」平成31年2月21日提出 奥出雲町農業委員会 会長。 番号1 農地の所在 △△△△外9筆 地目 登記簿現況は田と畑 面積 923㎡他合計13798㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 〇〇〇〇 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は6年 10a 当たりの賃借料は玄米30kgです。 番号2 農地の所在 △△△△外1筆 地目 登記簿現況ともに田 面積964㎡他合計1168㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 〇〇〇〇 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的

事務局	は田 期間は3年 10a 当たりの賃借料は玄米30kgです。 番号3 農地の所在 △△△△外3筆 地目 登記簿現況ともに田 面積1978㎡他合計10675㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 終期は平成31年12月31日 10a 当たりの賃借料は玄米18, 8kg 総額玄米140kgです。 番号4 農地の所在 △△△△外2筆 地目 登記簿現況ともに田 面積3785㎡他合計8081㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は2年1ヶ月 10a 当たりの賃借料は玄米30kgです。 番号5 農地の所在 △△△△外2筆 地目 登記簿現況ともに田 面積1469㎡他合計2702㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年 10a 当たりの賃借料は玄米30kgです。 番号6 農地の所在 △△△△外3筆 地目 登記簿現況ともに田 面積 3810㎡他合計7979㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は1年 10a 当たりの賃借料は玄米30kgです。 番号7 農地の所在 △△△△ 地目 登記簿現況ともに田 面積5914㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は2年 10a 当たりの賃借料は玄米45kgです。 番号8 農地の所在 △△△△外1筆 地目 登記簿現況ともに田 面積1452㎡他2767㎡ 内容は再設定です。利用権の設定をする者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は3年 10a 当たりの賃借料は玄米60kgです。 番号9 農地の所在 △△△△外5筆 地目 登記簿現況ともに田 面積1232㎡ 他合計11783㎡ 内容は再設定です。利用権を設定するもの ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 一般社団法人 奥出雲町農業公社 三成358番地1 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は6年 10a 当たりの賃借料は10000円です。 番号10 農地の所在 △△△△外9筆 地目 登記簿現況ともに田 面積1586㎡他合計16086㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 一般社団法人 奥出雲町農業公社 三成358番地1 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は6年 10a 当たりの賃借料は10000円です。 番号11 農地の所在 △△△△外5筆 地目 登記簿現況ともに田 面積1546㎡他合計5622㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 一般社団法人 奥出雲町農業公社 三成358番地1 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は6年 10a 当たりの賃借料は10000円です。 番号12 農地の所在 △△△△外7筆 地目 登記簿現況ともに田 面積598㎡他合計11197㎡ 内容は 再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 一般社団法人 奥出雲町農業公社 三成358番地1
-----	---

事務局	経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は6年 10a 当たりの賃借料は10000円です。 番号13 農地の所在 △△△△外2筆 地目 登記簿現況ともに田 面積600㎡他合計2158㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 一般社団法人 奥出雲町農業公社 三成358番地1 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は6年 10a 当たりの賃借料は10000円です。 番号14 農地の所在 △△△△外6筆 地目 登記簿現況ともに田 面積312㎡他合計 6434㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 一般社団法人 奥出雲町農業公社 三成358番地1 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は6年 10a 当たりの賃借料は10000円です。 番号15 農地の所在 △△△△外10筆 地目 登記簿現況ともに田 面積1543㎡他合計15727㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 一般社団法人 奥出雲町農業公社 三成358番地1 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は6年 10a 当たりの賃借料は10000円です。 番号16 農地の所在 △△△△外12筆 地目 登記簿現況ともに田 面積は 510㎡他合計14289㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 一般社団法人 奥出雲町農業公社 三成358番地1 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は6年 10a 当たりの賃借料は10000円です。 番号17 農地の所在 △△△△外5筆 地目 登記簿現況ともに田 面積は1659㎡他合計8186㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ 下阿井924番地 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 一般社団法人 奥出雲町農業公社 三成358番地1 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は6年 10a 当たりの賃借料は10000円です。 番号18 農地の所在 △△△△外8筆 地目 登記簿現況ともに田 面積は1180㎡他合計7492㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 一般社団法人 奥出雲町農業公社 三成358番地1 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は6年 10a 当たりの賃借料は10000円です。 番号19 農地の所在 △△△△外11筆 地目 登記簿現況ともに田 面積は1413㎡他合計21156㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 一般社団法人 奥出雲町農業公社 三成358番地1 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は6年 10a 当たりの賃借料は10000円です。 番号20 農地の所在 △△△△外9筆 地目 登記簿 現況ともに田 面積は1439㎡他合計11224㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 一般社団法人 奥出雲町農業公社 三成358番地1 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は6年 10a 当たりの賃借料は10000円です。 番号21 農地の所在 △△△△外6筆 地目 登記簿現況ともに田 面積は796㎡他11667㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 一般社団法人 奥出雲町農業公社 三成358番地1 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は6年 10a 当たりの賃借料は10000円です。
-----	---

事務局	番号22 農地の所在 △△△△外9筆 地目 登記簿現況ともに他面積は606㎡他合計13140㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 一般社団法人 奥出雲町農業公社 三成358番地1 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は6年 10a 当たりの賃借料は10000円です。 番号23 農地の所在 △△△△外8筆 地目 登記簿現況ともに田 面積745㎡他合計13472㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 一般社団法人 奥出雲町農業公社 三成358番地1 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は6年 10a 当たりの賃借料は10000円です。 番号24 農地の所在 △△△△1外5筆 地目 登記簿現況ともに田 面積 248㎡他合計7021㎡ 内容は 再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 一般社団法人 奥出雲町農業公社 三成358番地1 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は6年 10a 当たりの賃借料は10000円です。 番号25 農地の所在 △△△△外2筆 地目 登記簿現況ともに田 面積857㎡他合計3019㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 一般社団法人 奥出雲町農業公社 三成358番地1 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は6年 10a 当たりの賃借料は10000円です。 番号26 農地の所在 △△△△外7筆 地目 登記簿現況ともに田 面積2707㎡他合計10330㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 一般社団法人 奥出雲町農業公社 三成358番地1 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は6年 10a 当たりの賃借料は10000円です。 番号27 農地の所在 △△△△外6筆 地目 登記簿現況ともに田 面積767㎡他合計10427㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 一般社団法人 奥出雲町農業公社 三成358番地1 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は6年 10a 当たりの賃借料は10000円です。 番号28 農地の所在 △△△△外7筆 地目 登記簿現況ともに田 面積は2186㎡他合計8697㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 一般社団法人 奥出雲町農業公社 三成358番地1 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は6年 10a 当たりの賃借料は10000円です。 番号29 農地の所在 △△△△外7筆 地目 登記簿現況ともに田 面積は2242㎡他合計12980㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 一般社団法人 奥出雲町農業公社 三成358番地1 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は6年 10a 当たりの賃借料は10000円です。 番号30 農地の所在 △△△△外8筆 地目 登記簿現況ともに田 面積は1024㎡他合計10460㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 一般社団法人 奥出雲町農業公社 三成358番地1 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は6年 10a 当たりの賃借料は10000円です。 番号31 農地の所在 △△△△外5筆 地目 登記簿現況ともに田 面積は1599㎡他合計6350㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 一般社団法人 奥出雲町農業公社 三成358番地1 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は6年 10a 当たりの賃借料は10000円です。
-----	---

事務局	営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は6年 10a 当たりの賃借料は10000円です。 番号32 農地の所在 △△△△外9筆 地目 登記簿現況ともに田 面積649㎡他合計8208㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 一般社団法人 奥出雲町農業公社 三成358番地1 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は6年 10a 当たりの賃借料は10000円です。 番号33 農地の所在 △△△△外8筆 地目 登記簿現況ともに田 面積1178㎡他合計12588㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 一般社団法人 奥出雲町農業公社 三成358番地1 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は6年 10a 当たりの賃借料は10000円です。 番号34 農地の所在 △△△△外4筆 地目 登記簿現況ともに田 面積 2250㎡他合計7883㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 一般社団法人 奥出雲町農業公社 三成358番地1 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は6年 10a 当たりの賃借料は10000円です。 番号35 農地の所在 △△△△外2筆 地目 登記簿現況ともに田 面積は935㎡他合計4203㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 一般社団法人 奥出雲町農業公社 三成358番地1 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は6年 10a 当たりの賃借料は10000円です。 番号36 農地の所在 △△△△外6筆 地目 登記簿現況ともに田 面積 2299㎡他合計9218㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 一般社団法人 奥出雲町農業公社 三成358番地1 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は6年 10a 当たりの賃借料は10000円です。 番号37 農地の所在 △△△△外2筆 地目 登記簿現況ともに田 面積は2609㎡他合計4566㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 一般社団法人 奥出雲町農業公社 三成358番地1 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は6年 10a 当たりの賃借料は10000円です。 番号38 農地の所在 △△△△外4筆 地目 登記簿現況ともに田 面積は1592㎡他合計7132㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 一般社団法人 奥出雲町農業公社 三成358番地1 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は6年 10a 当たりの賃借料は10000円です。 番号39 農地の所在 △△△△外5筆 地目 登記簿現況ともに田 面積は493㎡他合計 4498㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 一般社団法人 奥出雲町農業公社 三成358番地1 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は6年 10a 当たりの賃借料は10000円です。 番号40 農地の所在 △△△△外7筆 地目 登記簿現況ともに田 面積は833㎡他合計12481㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 一般社団法人 奥出雲町農業公社 三成358番地1 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は6年 10a 当たりの賃借料は10000円です。 番号41 農地の所在 △△△△外5筆 地目 登記簿現況ともに田 面積 1269㎡他合計7657㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 一般社団法人 奥出雲町農業公社 三成358番地1 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は6年 10a 当たりの賃借料は10000円です。
-----	--

事務局	番号42 農地の所在 △△△△外9筆 地目 登記簿現況ともに田 面積 1280㎡他合計1353㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 一般社団法人 奥出雲町農業公社 三成358番地1 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は6年 10a 当たりの賃借料は10000円です。 番号43 農地の所在 △△△△外7筆 地目 登記簿現況ともに田 面積 1543㎡他合計10717㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 一般社団法人 奥出雲町農業公社 三成358番地1 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は6年 10a 当たりの賃借料は10000円です。 番号44 農地の所在 △△△△外4筆 地目 登記簿現況ともに田 面積1329㎡他合計5477㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 一般社団法人 奥出雲町農業公社 三成358番地1 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は6年 10a 当たりの賃借料は10000円です。 番号45 農地の所在 △△△△外8筆 地目 登記簿現況ともに田 面積1493㎡他合計9951㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 一般社団法人 奥出雲町農業公社 三成358番地1 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は6年 10a 当たりの賃借料は10000円です。 番号46 農地の所在 △△△△外1筆 地目 登記簿現況ともに田 面積 2226㎡他合計2840㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 一般社団法人 奥出雲町農業公社 三成358番地1 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は6年 10a 当たりの賃借料は10000円です。 番号47 農地の所在 △△△△外5筆 地目 登記簿現況ともに田 面積は657㎡他合計4462㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 一般社団法人 奥出雲町農業公社 三成358番地1 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は6年 10a 当たりの賃借料は10000円です。 番号48 農地の所在 △△△△外6筆 地目 登記簿現況ともに田 面積2512㎡他13523㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 一般社団法人 奥出雲町農業公社 三成358番地1 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は6年 10a 当たりの賃借料は10000円です。 番号49 農地の所在 △△△△ 地目 登記簿現況ともに田 面積は2009㎡ 内容は再設定です。利用権を設定するもの ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 一般社団法人 奥出雲町農業公社 三成358番地1 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は6年 10a 当たりの賃借料は10000円です。 番号50 農地の所在 △△△△外5筆 地目 登記簿現況ともに田 面積は520㎡他合計5892㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 一般社団法人 奥出雲町農業公社 三成358番地1 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は6年 10a 当たりの賃借料は10000円です。 番号51 農地の所在 △△△△外297筆 地目 登記簿現況ともに田 面積は1232㎡他合計383575㎡ 内容は転貸です。利用権を設定する者 一般社団法人 奥出雲町農業公社 三成358番地1 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ 経営面積
-----	--

事務局	はご覧の通りです。利用目的は田 期間は6年 10a 当たりの賃借料は10000円です。 番号52 農地の所在 △△△△外7筆 地目 登記簿現況ともに田 面積 3452㎡他合計15521㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 一般社団法人 奥出雲町農業公社 三成358番地1 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は6年 10a 当たりの賃借料は10000円です。 番号53 農地の所在 △△△△外1筆 地目 登記簿現況ともに田 面積 371㎡合計619㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 一般社団法人 奥出雲町農業公社 三成358番地1 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は6年 10a 当たりの賃借料は10000円です。 番号54 農地の所在 △△△△外9筆 地目 登記簿現況ともに田 面積は371㎡他合計16140㎡ 内容は転貸です。利用権を設定する者 一般社団法人 奥出雲町農業公社 三成358番地1 利用権の設定を受ける者 ○○○○ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は6年 10a 当たりの賃借料は10000円です。 番号55 農地の所在 △△△△外5筆 地目 登記簿現況ともに田 面積 1519㎡他合計8565㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年 10a 当たりの賃借料は玄米30kgです。 番号56 農地の所在 △△△△ 地目 登記簿現況ともに田 面積は2155㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 一般社団法人 奥出雲町農業公社 三成358番地1 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年 10a 当たりの賃借料は10000円です。 番号57 農地の所在 △△△△ 地目 登記簿現況ともに田 面積2665㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 一般社団法人 奥出雲町農業公社 三成358番地1 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年 10a 当たりの賃借料は10000円です。 番号58 農地の所在 △△△△外1筆 地目 登記簿現況ともに田 面積 2155㎡他合計4820㎡ 内容は転貸です。利用権を設定する者 一般社団法人 奥出雲町農業公社 三成358番地1 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 北村 千寿 大呂1360番地1 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年 10a 当たりの賃借料は10000円です。 番号59 農地の所在 △△△△外4筆 地目 登記簿現況ともに田 面積1818㎡他合計11262㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 1686㎡ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 一般社団法人 奥出雲町農業公社 三成358番地1 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年 10a 当たりの賃借料は10000円です。 番号60 農地の所在 △△△△ 地目 登記簿現況ともに田 面積は1818㎡ 内容は転貸です。利用権を設定する者 一般社団法人 奥出雲町農業公社 三成358番地1 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年 10a 当たりの賃借料は10000円です。 番号61 農地の所在 △△△△ 地目 登記簿現況ともに田 面積4708㎡ 内容は転貸です。利用権を設定する者 一般社団法人 奥出雲町農業公社 三成358番地1 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年 10a 当たりの賃借料は10000円です。
-----	--

事務局	番号62 農地の所在 △△△△外2筆 地目 登記簿現況ともに田 面積3081㎡他合計4736㎡ 内容は転貸です。利用権を設定する者 一般社団法人 奥出雲町農業公社 三成358番地1 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年 10a 当たりの賃借料は10000円です。 番号63 農地の所在 △△△△外2筆 地目 登記簿現況ともに田 面積1377㎡他合計3630㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田。期間は3年 10a 当たりの賃借料は玄米33.5kg 総額玄米90kgです。 番号64 農地の所在 △△△△ 地目 登記簿現況ともに田 面積は669㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は畑 期間は3年 10a 当たりの賃借料は4000円です。 番号65 農地の所在 △△△△外1筆 地目 登記簿現況ともに田 面積は2257㎡他合計3189㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は3年 10a 当たりの賃借料は10000円です。 番号66 農地の所在 △△△△外1筆 地目 登記簿現況ともに田 面積は1883㎡他合計3312 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は畑 期間は3年 10a 当たりの賃借料は4000円です。 番号67 農地の所在 △△△△外1筆 地目 登記簿現況ともに田 面積 922㎡他合計1626㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は畑 期間は3年 10a 当たりの賃借料は4000円です。 番号68 農地の所在 △△△△外2筆 地目 登記簿現況ともに田 面積3463㎡他合計9373㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は6年 10a 当たりの賃借料は玄米30kgです。 番号69 農地の所在 △△△△ 地目 登記簿現況ともに田 面積は1768㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年 10a 当たりの賃借料は玄米47.6kg 総額玄米60kgです。 番号70 農地の所在 △△△△外1筆 地目 登記簿現況ともに田 面積は3193㎡他合計5126㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 公益社団法人 しまね農業振興公社 松江市黒田町432番1 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は10年2ヶ月 10a 当たりの賃借料は15000円です。 番号71 農地の所在 △△△△外3筆 地目 登記簿現況ともに田 面積は1214㎡他合計4832㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 一般社団法人 奥出雲町農業公社 三成358番地1 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は10年 10a 当たりの賃借料は15000円です。
-----	---

事務局	番号72 農地の所在 △△△△ 地目 登記簿現況ともに田 面積605㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年 10a 当たりの賃借料は9000円です。 番号73 農地の所在 △△△△外1筆 地目 登記簿現況ともに田 面積は1667㎡他合計2515㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年 10a 当たりの賃借料は15000円です。 番号74 農地の所在 △△△△ 地目 登記簿現況ともに畑 面積は241㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は畑 期間は5年 10a 当たりの賃借料は3000円です。 番号75 農地の所在 △△△△外4筆 地目 登記簿現況ともに田 面積1095㎡他合計6151㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は10年 10a 当たりの賃借料は9000円です。 番号76 農地の所在 △△△△外11筆 地目 登記簿現況ともに田 面積 1857㎡他合計15501㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年 10a 当たりの賃借料は玄米45kgです。 番号77 農地の所在 △△△△外2筆 地目 登記簿現況ともに田 面積 2049㎡他合計4455㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は10年 10a 当たりの賃借料は玄米45kgです。 番号78 農地の所在 △△△△外8筆 地目 登記簿現況ともに田 面積は1713㎡他合計12113㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は10年1ヶ月 10a 当たりの賃借料は9000円です。 番号79 農地の所在 △△△△外3筆 地目 登記簿現況ともに田 面積は303㎡他合計7436㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は10年 10a 当たりの賃借料は9000円です。 番号80 農地の所在 △△△△外6筆 地目 登記簿現況ともに田 面積1576㎡他合計9986㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通り。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年 10a 当たりの賃借料は9000円です。 番号81 農地の所在 △△△△外3筆 地目 登記簿現況ともに田 面積は6302㎡他合計10688㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は10年 10a 当たりの賃借料は玄米45kgです。 番号82 農地の所在 △△△△ 地目 登記簿現況ともに畑 面積は2043㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は畑、期間は5年
-----	---

事務局	10a 当たりの賃借料は3000円です。 番号83 農地の所在 △△△△外1筆 地目 登記簿現況ともに田 面積は2795㎡他合計3585㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年 10a 当たりの賃借料は9000円です。 以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の条件である「全ての農用地を効率的に耕作する、農作業に常時従事する事、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。」の要件を満たしているものと考えます。 以上、ご審議の程宜しくお願い致します。
職務代理	事務局の説明がおわりました。 議案第6号番号1ですが、■■■■■ですので職務代理に交代させていただきます。よろしくお願いいたします。 議案第6号番号1につきましては■■■■■でございますが番号1, 6, 68, 72, 75～81、83について、■■■■■ですので議長交代し進行させていただきます。 事務局の説明が終わっておりますので担当委員の補足説明をお願いします。19番 ○○委員
19番	はい。19番○○が補足説明させていただきます。先ほど○○さんといっしょですけど。△△自治会で、再設定ですし問題ないと思います。承認をお願いいたします。
職務代理	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第6号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号1について可とすることに決しました。 次、議案第6号番号6について担当委員の補足説明をお願いいたします。 23番 ○○委員
23番	はい。23番○○が説明します。新規です。場所は国道○○○号線、□□□から△△方面へ約1.5キロくらい下がったところとして△△集落というところが国道から上がったところにありましてその地区になります。○○○○さんに関しましては■■■■■ですけれども。長らく農業してこられたけれども高齢になられたという事でならないし、息子さんは△△にお住まいですし、今回利用権設定という事で○○○○さんですし問題ないかと思います。よろしくお願いいたします。
職務代理	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第6号番号6について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声)

職務代理	可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号6について可とすることに決しました。
2番	次、議案第6号番号68について担当委員の補足説明をお願いいたします。 2番 ○○委員 35番の○○○が欠席ですので代わって2番の○○が補足説明させていただきます。場所ですが国道○○○号線△△から△△に向かいまして□□□□がありますが、そこから左に入りましてずっと行きますと□□□□がありますが、そこに上がるところでございます。 ○○さんの家が1軒あります。その周辺の田んぼでございます。昨年までは○○さんがずっと作っておられましたが、高齢で作れないという事で○○○さんをお願いするという事でございます。 宜しくお願いいたします。
職務代理	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第6号番号68について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号68について可とすることに決しました。
2番	次、議案第6号番号72について担当委員の補足説明をお願いいたします。 39番 ○○委員 □□□□の通りを入ったところですので隣に□□□□がございます。その下隣に○○さんというお宅がございますが、その後ろにある田んぼでございます。○○さんはもう年でもうできないということです。ずっと荒れた状態でしたが、この度○○○さんに渡されるものでございますよろしくお願ひいたします。
職務代理	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第6号番号72について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号72について可とすることに決しました。 次、議案第6号番号75、76、77、78、79、80、81、83について。再設定です担当委員の一括補足説明をお願いいたします。 42番 ○○委員 42番○○が補足説明させていただきます。75番から79番までは田んぼの位置が、□□□□

42番	から△△へ抜ける道路の周辺にあります。〇〇さんが一番奥で△△常会 〇〇さん、〇〇さんが△△常会、〇〇さんと〇〇さんは、田んぼの位置は△△常会でして、点在しております。再設定ですので問題ないと思います。〇〇〇さんですが、△△にあります。これまでも〇〇〇〇さんが作っておられました。問題はないと思います。それから81番の〇〇〇〇さんの田んぼにつきましては、〇〇〇〇さんの作業所が△△△の△△常会の一番下のところにあります向う側に〇〇さんというお宅がありますが元々その田んぼだったところですがそこを〇〇さんが購入しておられます。ちょうど作業所の向かい側、川を越えて反対側の4枚です。これも〇〇〇さんが作っておられたので問題ないと思います。 83番は〇〇が説明いたします。△△自治会でございます。〇〇さんと〇〇さんの10年の契約が終わりまして引き続き5年の契約をなさるものでございます。よろしくお願いいたします。
職務代理	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第6号番号75、76、77、78、79、80、81、83について一括質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号75、76、77、78、79、80、81、83について可とすることに決しました。 会長さん報告します。番号1他 12議案が承認されました。 ありがとうございました。
議長	次、議案第6号番号2、番号3、番号4、番号5について一括担当委員の補足説明をお願いいたします。21番 〇〇委員
21番	21番 〇〇が補足説明させていただきます。2番の場所ですけれども□□□□線を△△から△△に行きますとし□□□□を通過してちょうど降りたところの十字路を左に川沿いを下りまして約200m行きますと線路沿いに二枚の田んぼがございます、そこでございます。新規でございます。〇〇さんはその近辺3か所契約しておられます。 3番のほうですけれども、△△△自治会ですけれども、□□□□がございますが、その手前に約100m手前三叉路を右に行きますと、右手直線を突き当たって右のほうへちょっとカーブします。50メートルくらい行きますと田んぼが4枚くらいございます。〇〇〇〇さんは、昨年田んぼの売買がありまして、お世話になりましたが。この度 △△の〇〇さんが作られることになりました。期間は1年でございますが、水路の具合とかちょっと不安な面もあるようでして、一応今年いっぱい作ってみますという事でした。よろしくお願いいたします。新規です。 4番ですが、再設定です。先ほど5条で出ました畑の売買がありました〇〇〇〇〇〇さんの案件でございます。場所のほうは先ほどの□□□□の手前を右に入れば直線の突き当りの2枚の田んぼでございます。再設定ですのでよろしくお願いいたします。 5番ですが、同じく岩田さんの田んぼです。これは〇〇さんの本宅の前と横の3枚でございます。〇〇さんのほうは82才ですが、現在も木の伐採等を現役でやっています。元気でやっていますので、5年間はやりますという事でございますので、宜しくお願いいたします。 担当委員の補足説明が終わりました。 議案第6号番号2について質疑に入ります。
議長	

議長	質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号2について可とすることに決しました。 次に、議案第6号番号3について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号3について可とすることに決しました。 次に、議案第6号番号4について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号4について可とすることに決しました。 次に、議案第6号番号5について質疑に入ります。 質疑ございませんか。再設定です。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号5について可とすることに決しました。 次、議案第6号番号7について担当委員の補足説明をお願いいたします。 24番 〇〇委員
24番	24番〇〇が説明いたします。再設定であります。場所は△△△地内にある圃場整備された田んぼです。賃貸人の〇〇さんは隣の△△△自治会というところで1キロ圏内の耕作地でございます。適正に管理しておられますし、賃貸料についても適正の範囲内だと思います。宜しく願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第6号番号7について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員

議長	よって議案第6号番号7について可とすることに決しました。 次、議案第6号番号8について担当委員の補足説明をお願いいたします。 25番 ○○委員
25番	25番○○が番号8について補足説明させていただきます。国道○○○号を△△から△△方面へ行きますと△△△地内に□□□□との交差点がございます。この交差点を△△方面へ約1.5キロ行きますと今度は右のほうに□□□□というのがございます。△△と△△方面へ700mくらい行きますと今回の圃場が右側にございます。借り手の○○さんですが、△△△自治会の方でございます。今までにも何度か農地利用集積のご審議をいただいております。○○さんの作業場から圃場までだいたい2.5キロほどありますが途中で何か所か耕作しておられるところがございます。また、出し手が○○○○さんですが△△△自治会の方でございます。再設定ですと問題ないかと思っております。ご審議をお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第6号番号8について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号8について承認することに決しました。
29番	次、議案第6号番号9から番号50まで。これは公社へ行く分の案件でございます。先ほど事務局から説明がございました。それから番号51で○○○○に転貸する新規の案件でございますが、担当委員の補足説明をお願いいたします。 29番 ○○委員 29番○○が補足説明させていただきます。先ほど説明がありましたように公社へ預けて、公社から○○○○が受けるものでございます。これは6年となっておりますが、中山間直接支払いが4期1年、5期が出れば5年合わせると6年だという事だと思っております。 51番で集積するというものでございます。再設定でございます。ご承認よろしくをお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。番号9から番号50まで公社へ集積する案件でございます。それから番号51で○○○○に転貸する案件でございますので一括質疑に入ります。たくさんありますので少し時間を置きます。 (異議なしの声) 意義ありませんか (はいの声) 議案第6号番号9から番号51まで一括承認することに異議ございませんか (はいの声) 一括承認することに賛成の委員挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号9から番号51について一括承認することに決しました。 次、議案第6号番号52、番号53 これは公社に集積するものでございます。それから。番号54で○○○○に転貸するという案件でございます。担当委員の補足説明をお願いいたします。

議長	し。29番 ○○委員
29番	29番○○が補足説明させていただきます。これも公社へ預けて○○○○が受けるものでございますが、この二つだけ、残っていたという事でして何ら問題ございません。よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第6号番号52, 53が残っていたものでございましてそれを番号54一括○○○○へ転貸するものでございます。 一括質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 一括承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号52～54について一括承認することに決しました。 次、議案第6号番号55について担当委員の補足説明をお願いいたします。 31番 ○○委員
31番	番号55について31番○○が補足説明させていただきます。○○○○さんは、現在△△にお住まいでございましてその家は空き家になっております。受け手の○○さんは現在△△の建設会社に勤めておられます。熱心に農業に取り組んでおられます。場所でございますが、県道□□□線沿いに集会所がございます。△△地内でございます。集会所の下へ200mのところに○○さんの家がございまして。その家から△△△方面へ1.5キロ行ったところがこの度の申請地でございます。水路等も管理されておりますし何ら問題はないと思います。再設定でもありますし。ご審議のほうよろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第6号番号55について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号55について承認することに決しました。 次、議案第6号番号56から番号62まで一括担当委員の補足説明をお願いいたします。 11番 ○○委員
31番	11番○○が補足説明いたします。いずれも△△集落内の圃場でございます。○○さん、○○さん、体調がすぐれないという事で農業公社を通じまして○○○○さんに作ってもらおうという事でございます。場所につきましては町道を上がりまして□□□線と交差する場所がございます。その川向うにある圃場が二枚ございます。 ○○○○さんですけれども、□□□□から1キロばかり上がったところに自宅がございますが、その周辺に田んぼがございます。受け手の○○○○さん、○○○○さん、○○○○さん、また、○○○○さんはいずれも熱心な農業者でございますので特に問題はないと思います。

31番	農業公社に集積してもらいまして、転貸するものでございます。よろしくご審議お願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第6号番号56から62までは公社が受けまして個々の農家ですけれども集積をするものでございます。関連がございますので一括質疑に入りたいと思います。 質疑ございませんか。 (ありませんの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 一括承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号56から62まで一括承認することに決しました。 次、議案第6号63について担当委員の補足説明をお願いします。 34番〇〇委員
34番	34番〇〇が補足説明いたします。〇〇さんの田んぼは△△集落〇〇さんの庭園の奥へ上がったところでございますが、お年寄りさんがなかなかできなくなって、親戚で△△の〇〇さんへお願いをしまして、△△からどうかな一つと思いましたが一年作ってみて親子で何とかできるという事で今年3年の再設定でございます。よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第6号番号63について質疑に入ります 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号63について承認することに決しました。 次、議案第6号番号64から67まで一括担当委員の補足説明をお願いいたします。 36番 〇〇委員
34番	36番〇〇が補足説明させていただきます。64番から67番までは〇〇〇〇さんが再設定という事で出ております。場所ですが△△集落になりまして、国道□□□を△△から△△へ向かう途中に□□□□がありますが、そこを右に曲がりまして突き当りを県道□□□号線になります。それを△△方面に少し戻りましてその県道沿いの田んぼになります。再設定ですので問題は無いと思います。よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第6号番号64から67までは〇〇〇〇さんの案件でございますので一括質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 一括承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

議長	挙手全員 よって議案第6号番号64から67まで一括承認することに決しました。 次、議案第6号番号69から71まで一括担当委員の補足説明をお願いいたします。 37番 ○○委員
36番	37番○○が補足説明いたします。場所は△△地区△△地内になります。□□□□から□□□□間を並行して走っている□□□農道というのがあります。その中間地点にあります□□□□付近になります。○○さんは高齢により委託されるものでございまして○○さんはご存知の通り意欲旺盛な農業者でございます。何ら問題ないと思っております。 70、71も△△地内になります。△△地内の□□□□線というのがございまして貯水池がございしますがその付近の圃場でございます。○○さんは、お年はまだ56才ですけれども、お仕事の関係で農業のほうは親御さんが従事されておりましたが高齢につき今回委託されるものでございます。71について、○○さんはご近所の方が数年前から耕作されておりましたが、その方が退職されて、今回委託されるものでございます。場所につきましては番号70の道路挟んだちょうど反対側になろうかと思ひます。よろしく願ひします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第6号番号69について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号69について承認することに決しました。 次、議案第6号番号70、番号71について公社のほうに集積する案件ですので一括質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 一括承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6号番号70、番号71について一括承認することに決しました。
39番	次、議案第6号番号73、番号74について一括担当委員の補足説明をお願いいたします。 39番 ○○委員 39番○○が説明させていただきます。場所は△△△地内、□□□□がございします。その横に□□□□があります。その後ろの田んぼがあります。今までは○○さんという方が作っておられましたが、今回から○○○○さんに預けるものでございします。○○さんは周辺をたくさん作っておりますので何ら問題はないと思ひます。その横にあるのが74番の畑でございします。これも同じでございします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第6号番号73、番号74について一括質疑に入ります。 質疑ございませんか

議長	(はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 一括承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6番号73、番号74について一括承認することに決しました。 次、議案第6番号82について担当委員の補足説明をお願いいたします。 42番 ○○委員
42番	番号82について42番○○が補足説明いたします。この畑ですけれども、○○さんは△△△のほうに出ておられましてお母さんが家におられましたけど、施設のほうに入っておられるという事でございまして、○○さんが作っておられます。開パイでして場所のほうは□□□□から△△の駅のほうへ抜ける道路の△△地内の一番奥のところにあります。そこから500メートルくらい入ったちょっと高いところにあります。そこで大豆を作ったり、そばを作ったりして最近ではえごまも作りたいなあと話しておられました。大変頑張ってやっておられますので問題ないと思います。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第6番号 82 について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第6番号 82 について承認することに決しました。 次に、議案第7号 平成31年度奥出雲町農業施策等に関する意見書について、を上程いたします。 事務局説明してください。
事務局	議案第7号 農業委員会等に関する法律第38条第1項により農地等利用最適化推進施策についての意見書の提出について意見を求める。平成31年2月21日提出 奥出雲町農業委員会会長。議案書の89ページの次をご覧ください。意見書案をつけております。読み上げます。 平成31年度奥出雲町農業施策等に関する意見書 平成31年2月 奥出雲町農業委員会 奥出雲町農業委員会の活動に対し、格別のご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。さて、わが国の農業を取り巻く環境は、農業従事者の減少と高齢化が進行、後継者と担い手が不足し、耕作放棄地の増加や優良農地の減少が懸念されています。 当農業委員会は、地域の農業者の代表として、農業を取り巻く社会情勢の変化に対応し、法令等に基づく農地の権利移動などの許認可や農業者の利益代表機関として、地域の農業振興の推進の役割を果たしてまいりました。平成28年4月に施行された改正「農業委員会等に関する法律」により、当委員会も平成29年7月20日から新体制となり、「農地等の利用の最適化の推進」が必須業務として委員会法に規定されたところです。 つきましては、農業委員会等に関する法律第38条第1項に基づき、奥出雲町の農地等の利用の最適化の推進に関する施策等に反映されますよう本意見書を提出いたします。 1. 農地中間管理事業の推進及び担い手に対する支援の強化について

事務局	当町では、高齢化による担い手不足などから、農地の出し手に対して、受け手が不足している状況にあります。現在、農地中間管理事業では、「機構集積協力金」等の農地の出し手に対する支援はありますが、受け手に対する支援がありません。 農地中間管理機構を利用した農地集積の受け手に対して補助金を支給する等、農地の受け手に対しての支援を要望いたします。 以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 冒頭のあいさつにも述べましたように、私どもが視察等におきまして勉強し法律によりまして意見書の提出をするように段取りをしたところでございます。今までの見議書はすることができとなっておりますが、今度の新しい法律によりまして、提出をしなければならないということに変わったところでございまして。必ず提出をしなければならないといけなくなりました。従いまして皆様方に承認をいただきますと、26日に町長に提出したいと思っております。皆様方のご意見をお伺いいたします。この件につきまして意見がございましたらお受けいたします。
9番	はい。9番〇〇委員 冒頭に会長さんからの自画自賛のお話がありましたが、座ってるだけでも恥ずかしいような気がしましたが、この受け手対策というのは必要なことだと思っております。皆さんご承知と思いますが、今年の正月に新聞に島根県の限界集落741集落という数字が出ております。奥出雲町の限界集落数を皆さんご存知ですか。まだ公表はされていないかもしれませんが、かなりの集落数があるという事は自分の集落を見ればわかると思いますが。ここにいらっしゃる皆さんは大変元気な方ばかりでございますので、まあ「俺がなんぼでもやっちゃる」という力をお持ちだと思いますが、全体からすれば今奥出雲町が置かれている状況というものは、より深刻に考えておかなければいけません。これは消してよくなるという要素がないわけです。その中で農地を活かして、しかも環境を保全して、そこで暮らす人の役に立つようにどうしていくのかというしっかりとした視点を共有して、担い手対策というものを進めていかないと、落穂ひろいのようにこぼれた物を拾い集めればよいというものでは、これから解決しないと思います。そういうことについて大変言いにくいことですが、今の行政の中にはマネジメント力がないと思います。農業委員会や振興部会をご存知だと思いますが、毎年農業委員会では活動計画を立ててちゃんと点検評価をするという作業をすることになって私もパソコン開いてみていたらわかったことですが、振興部会では検討しておられますか。
議長	いや、振興部会ではやっておりますが、毎年決算期といえますか農業委員会のほうから計画とか、こういう風にやるよと1枚紙のものをもらって見るというその程度だと思っております。
9番	はい。毎年点検評価という事が出ております。できれば推進委員さんもおる中で一緒になって計画を認識してそれを1年たったときに評価するというのは、役場の局長さんや町長さんが評価するんじゃないくてここにおる者も一緒になってそここの共通認識を持つという事がないと問題意識は共有できんじゃないかと思えますよ。問題点をはっきりすれば手を打つという対策を考えなければいけないわけです。それが、今から起きてくる限界集落は少なくともここ10年で奥出雲町は50%を越えると思いますよ。相対的に集落の戸数限界というのは、皆さん空き家がどれだけ増えているかという事をご承知だと思います。この状況からすれば。 意見はいいですけども、そういうことをよく認識した上でちゃんとそれを説明しておいてください。これを出せばいいというものじゃないと思います。これはこれでいいですが 足りない部分は会長さんが直接口で現在の問題点をよく説明してあげてください。お願いします。 以上です。

16番	そのことについては農業委員会で皆さんと相談して来年の意見書として提出することとします。あまり漠然としたものを出すと、行政のほうも実のある答えを出してくれないので一つ、一つできることからお願いをしていく。という事でやっていますので。
9番	それはねー。全員そろってからやらんと個々の問題を言ったって向うは理解できませんよ。問題があるからこれをしましようという、問題点を出しとかんといけんですわ。今受け手がないという抽象的な意見だけでしょ。それに金をだせ。金を出したらどうなるか。そうすると行政は投資効果を必ず考えますからね。ですから、県は県で考えてますから。そういうものを整合を取ってここにいる者が意識を共有せんとだめですよ。という事を意見として言っておきます。以上です。
議長	はい。わかりました。 他には意見ございませんか。提出することについての意見をお願いいたします。 (異議なしの声) 提出することに異議ございませんか (ありませんの声) はい。それでは26日に町長に私と渡部代理の2名、それから事務局の3名で参ります。提出させていただきます。 その他について事務局お願いします
事務局	お手元にお配りしました資料をご覧ください。まず、空き家付き農地についてでございます。資料ナンバー1をご覧ください。先般12月の総会で承認いただきました下限面積の変更についてでございます。空き家付き農地について下限面積の変更です。これの手続きの流れについて案を作成いたしましたのでご確認くださいと思います。まず空き家付き農地の所有者の手続きですが、まず空き家バンクに登録いただきます。これについては地域づくり推進課が窓口です。その中に空き家に付随する農地があった場合は別段面積への指定申請をしていただきます。空き家から概ね100m以内という事で、資料の裏面をご覧ください。地籍図のほうをつけております。こういうイメージになろうかと思いますが。ピンク色 宅地と書いてあるのが空き家です。これに付随する農地という事でこの例につきましては2つの農地をお持ちという事になります。隣接した畑1057番地と、離れたところで1055番地1の畑という事になります。この農地の合計が 100 m²を越えた場合に登録ができるというものでございます。空き家付き農地の登録申請書というのが次のページにございます。これをもって先ほどの農地について担当の農業委員、推進委員さんに場所の確認をしていただきます。面積が100m²を越えているかどうか、それから空き家との距離です。荒廃農地がどのような状態であるのか、荒廃農地 A 分類なのか B 分類なのか、周辺の地域に支障をきたすかどうかというところ。それから該当農地が中山間の直接支払に該当しているか。多面的機能の支払事業に該当しているのか。というところ。それから最後にご意見をいただければと思います。これを事務局のほうに提出していただきます。それから4番。これをもって農業委員会の総会で議決されます。承認されましたら告示という事で申請農地を下限面積を1a 区域に指定という事で、農地を直接指定をして告示することになります。この例で行きますと、1057番地1 124m²と1055番地1 153m²を告示することになります。農地所有者の手続きは以上です。あと農地を買う方、空き家を買う方の手続きは次のようになります。まず、空き家の相談を地域づくり振興課でされまして、空き家と農地を購入のお話合いが決定した場合、次に通常の農地の権利移動の許可申請、3条申請をしていただきます。この流れについては通常の3条申請と同じです。申請書も同じです。ただし、注意事項を書いておりますが、上記の5番 告示です。告示がなされた後になりますので3条申請をされる前には、必ずその地番についての告示がなされていることが条件になります。農業委員会の

事務局	ほうで議決後承認されましたら農地の取得が決定となります。あとは個人で所有権移転の手続きを法務局でしていただきます。所有権移転が決まった農地につきましては告示し、下限面積、別段面積の該当から外すという告示をすることになります。 以上。こういった流れで空き家付き農地の手続きのほうをさせていただきます。 尚、今月配布の広報にこのことについて掲載させていただきます。町民の方から問い合わせ等あると思いますが、宜しくお願い致します。 農地利用意向調査の書類ですが、留意事項のところですが、これを読んだ人が嫌な感じを持たれるという事がありました。言う事聞かんとちょっと始末すーぞ みたいなことが書いてあるわけですよ。あの事をちょっといろいろ言う人がおるわけですよ。この辺の考え方を皆さん方にも。農家の皆さんに誤解を与えてはいけませんので。 集積推進交付金というのがありますが、これもいろいろ書いてあったけれども、奥出雲町がだいたいどれくらい貰って何に使ってるかまた教えてください。 もう一つ。人農地プランですけども、これも数年前に言ったことがあります、ここにおられる委員さんの中で奥出雲町の人農地プランの内容をご存知の方いらっしゃいますか。悪いですけどね、人農地プランというのは地域で相談をしてちゃんと担い手をこういう風にしましょうという申し合わせがしてあるとか何か集落ごとの取り決めや相談事があるはずですよ。それがあれば農業委員さんは出来るだけそこへ集積すればいいわけですよ。見せてくれといったけどここ5、6年一切出てこんですよ。よその町村ではねー、公開してるとこもありますよ。奥出雲町は何にもわからんし委員会で何が決まったかも我々もわからん。それじゃあ困りますので、今度また農地管理の仕組みが変わる中で人農地プランというものの位置づけが農業委員会と密接させるような方向で来ておりますので、奥出雲町の人農地プランについての考え方を教えてください。お願いします。
議長	次回の農業委員会総会は3月25日 月曜日、9時から横田庁舎で行いますのでよろしくお願いをいたします。お疲れさまでした。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成31年 月 日

議長 18番 (印)

議事録署名委員 9番 (印)

議事録署名委員 10番 (印)